

新潟市職員海外派遣研修（自主企画）実施基準

（目的）

第1条 この実施基準は、新潟市職員研修規程（昭和36年訓令第12号）第4条に規定する派遣研修のうち、職員の海外派遣研修（以下「海外派遣研修」という。）に関し必要な事項を定め、諸外国の行政実態等について、職員を派遣して研修させることにより、その成果を市政の効率的な運営に役立たせるとともに職員の視野を広め、資質の向上を図り国際的な視野と感覚を身につけた職員を育成することを目的とする。

（対象職員）

第2条 海外派遣研修の対象職員は、次の各号のすべてに該当する職員とする。ただし、過去に海外派遣研修に参加した職員は除く。

- （1）当市在職期間が3年以上で、年齢25歳以上50歳以下の者であること。
- （2）勤務成績が優秀で、心身ともに健康な者であること。
- （3）海外派遣研修の成果を、将来にわたって当市の行政に反映することができると認められる者であること。

（選考）

第3条 海外派遣研修に派遣する職員（以下「研修生」という。）は、前条に定める者のうちから、職員研修所長の選考に基づき市長が決定する。

（派遣人員）

第4条 海外派遣研修の派遣人員は、毎年度予算の範囲内で決定する。

（派遣期間）

第5条 海外派遣研修の派遣期間は30日以内とし、研修の目的に応じて必要と認められる期間とする。

（研修課題）

第6条 海外派遣研修の研修課題は、第1条に定める目的に照らし適当と認められる事項とする。

(派遣先)

第7条 海外派遣研修の派遣先は、研修課題との関連において適当と認められる都市とする。

(服務上の取扱い)

第8条 海外派遣研修に派遣される期間は、出張として取り扱う。

(経費)

第9条 研修生に対しては、各号に掲げる経費について、その3分の2以内を予算の範囲内で支給する。ただし、旅費については、新潟市旅費条例の規定による。

(1) 航空運賃

(2) 国外における移動旅費

(3) 国外における滞在費

(4) 国内における移動旅費

(5) その他職員研修所長が必要と認めるもの

(事前研修)

第10条 研修生は、事前に研修先の語学その他研修に必要な事項について、自ら研修を行なわねばならない。

(研修報告)

第11条 研修生は、海外派遣研修終了後、3ヶ月以内に海外派遣研修報告書を提出しなければならない。

(補足)

第12条 この基準に定めるもののほか、海外派遣研修に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成16年4月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。